

補助金の種類

1 入園料補助金 80,000円(上限額)

※納入した入園料を上限に支給します。

※以下の場合、入園料補助金の対象外となります。

- ①入園日に渋谷区に住所を有しない。 ②過去に渋谷区より入園料補助金を受給している。

2 施設等利用費・保育料補助金

税額区分 補助金の種類	子区分	生活保護 世帯	特別区民税 非課税 世帯	特別区民税 所得割額0円 の世帯 (非課税)	特別区民税所得割額			
					77,100円 以下の世帯	211,200円 以下の世帯	256,300円 以下の世帯	256,301円 以上の世帯
		A	B	C	D1	D2	E1	E2
補助金 (限度額：月額)	第1子	39,400円	36,400円 (39,400円)	39,400円	29,500円 (36,400円)	29,500円		
	第2子				34,300円 (39,400円)			
	第3子				39,400円	38,800円	38,200円	29,500円

()内の金額はひとり親世帯等の特例：下記参照

※施設等利用費(国の無償化制度)による25,700円と保育料補助金(区・都の上乗せ)を合算した補助額です。

※納入した保育料を上限に支給します。

※幼稚園類似の幼児施設の場合、施設等利用費は保育料補助金として補助されます。

※保育園を利用した月は、私立幼稚園に係る補助金の支給対象外となります。

◎子区分について

保護者と生計を一にする兄・姉等を有する園児の場合、兄・姉を第1子として数えます。

◎ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等に該当し、特別区民税所得割額が77,100円以下の世帯から特別区民税非課税世帯までの第1子と第2子を対象に、補助金の拡充があります。

注)ひとり親世帯等・・・保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯

- ①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
- ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)
- ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

※各証明書類の写しを提出していただきます。(②を除く)

注意!

★年度の途中で入退園または転出入した場合は、月割り(日割り)により補助金を支給します。

★未申告等により住民税が課税(非課税)決定されていない方は、区・都分の補助金の交付ができません。

★以下の税額控除が適用されている場合は、控除適用前の額が基準となります。

「住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)」、「寄付金税額控除」、「配当控除」、「外国税額控除」

「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」